

訂 正 届

令和6年4月26日

関市長 山下 清司



政治倫理の確立のための関市長の資産等の公開に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

【訂正する報告書及び訂正内容】

1 令和5年11月28日付「資産等報告書」の「預金の総額」欄を訂正する。

訂正前 9,372,233円

訂正後 12,331,053円

2 令和5年11月28日付「資産等報告書」の「貯金の総額」欄を訂正する。

訂正前 1,000,000円

訂正後 1,123,682円

令和5年11月28日

資 産 等 報 告 書

関市長 山 下 清 司



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
黒屋字尾太下 650-1	1, 645 m <sup>2</sup>	170, 849 円	
" 651-1	2, 262	234, 931	
" 695	913	94, 824	
" 696-1	3, 146	326, 743	
" 699	548	56, 915	
黒屋字西黒屋 3562	204	397, 421	
" 3563-1	417. 35	1, 633, 557	
" 3563-2	343. 80	1, 345, 732	
" 3563-3	144. 59	565, 984	
黒屋字神田洞 3723	525	12, 904	
黒屋字尾太下 701	161	16, 721	持分 8 分の 1

備考

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘要
	m <sup>2</sup>	

備考

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
黒屋 3557-2	88.18 m <sup>2</sup>	501,452 円	
" 3563	255.40	779,698	
" 3563-1	37.26	1,590,339	

備考

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額	<i>12,831,053</i>
-------	-------------------

備考 当座預金及び普通預金を除く。

*9,872,283 円*

*山下清司 R6.4.26*

##### (2) 貯金

貯金の総額	<i>1,123,682</i>
-------	------------------

備考 普通貯金を除く。

*1,000,000 円*

*山下清司 R6.4.26*

#### 5 有価証券

種類	額面金額の総額
投資信託	10,000,000 円
国債	5,000,000

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、  
その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量
普通自動車	1

備考 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

備考 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

備考 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

備考 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称


8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---